田中耕太郎の司法政策と家永三郎の批判

2021年6月5日　巫召鴻

田中耕太郎の「法の支配と裁判」を読むにあたって

田中耕太郎は、日本国憲法で司法の役割が大日本帝国憲法におけるそれとは異なるものになった時期に、アメリカへの視察団に参加して、アメリカの司法制度に関する考え方を受け入れ、１９５０年に最高裁判所長官に就任して、田中流の司法制度の確立に尽力した。

裁判正常化道志会では、法曹界から独立した一般市民による裁判批判があらゆる意味で、裁判正常化の前提であるという考え方に基づき、様々な裁判批判の活動を行ってきた。

その理論的な根拠は、松川事件に対する裁判批判を契機に書かれたと思われる家永三郎の『裁判批判（日本評論社、1959年』という書籍で家永が論じている裁判批判の正当性と必要性の思想である。

家永の考え方に真っ向から対立しているのが、最高裁判所長官であった田中耕太郎であり、田中は法律専門誌への投稿、寄稿や最高裁判所長官としての訓示や挨拶において、家永とは正反対の主張を積極的に論じた。

家永の主張と田中の主張は、今日では文献が入手困難となり、ほとんどの法律家や法学者は、この議論を正面からは考察していない。

残されている文献を比較すると、家永が田中を凌駕しており、田中の主張の破綻は明らかに思えるのだが、司法の制度や運用の設定については、家永ではなく田中の考え方が基準となり、裁判官、検事、弁護士の訴訟行為にも反映されているだけでなく、一般社会の常識もその影響下にある。

この点に関する理論的な混乱を克服するためには、家永の主張に依存するだけでは不十分であり、田中の主張にも耳を傾け、田中が最高裁長官を務めていた時代背景とも合わせて、彼の考え方と実践を批判的に検証する必要がある。

田中耕太郎の考え方

政治的あるいはイデオロギー的な彼の立脚点

（アメリカ流の）民主主義は人類普遍の原理であり、これは「法の支配」という考え方にもつながる。

ファシズムおよび共産主義は民主主義とは相いれない全体主義であり、国際的には共産主義陣営と対決し、国内的には共産主義者を排除しなければならない。

批評

第二次世界大戦は、ソ連を含む連合国の民主主義陣営と、ファシズムの枢軸国陣営の戦いで、民主主義陣営の勝利で終わったというのが、アメリカのイデオロギーであり、民主主義に相いれないものとして、ファシズムがある。

第二次大戦終結直後に、米ソの冷戦がはじまり、中華人民共和国の成立や朝鮮戦争により、決定的な対立になった。1950年代初めから、アメリカ国内では赤狩りの運動が吹き荒れ、映画関係者などのリベラルな文化人に対しても追及が広がっていた。

この情勢下で、日本を占領支配していたアメリカの対日政策が、共産主義の波及に対する防波堤にするというものになった。田中の政治的、イデオロギー的な立脚点は、このアメリカの対日政策を忠実に反映するものである。

民主主義と司法に関する考え方

民主主義は法の支配と強く結びつく。

法の支配を実現するものが裁判であり、司法である。

民主主義のためには、司法が確立されいていなければならず、そのためには司法の尊厳、威信が確立され、尊重されなければならない。

裁判は訓練を積んだ専門家によって実施されるものであり、一般の素人が口を出すものではない。

司法制度の批判は、専門家以外は論じてはいけない。

確定判決に対する判例批判は、専門家が行うべきで、素人には許されない。

係属中の裁判に対する批判は、雑音であり裁判官は無視すべきであるだけでなく、法廷に対する間接侮辱ともいえる許されない行為だ。

家永三郎の批判

前近代国家では、法律の制度や運用が少数者に独占され、一般国民は単に法律によって支配されるだけに過ぎなかった。

近代民主主義国家の特色は、法律の制定や運用が広く一般国民に解放されていることである。

田中のいうところの司法は、封建国家の状態を理想とするものである。

裁判制度について

裁判官は法廷において他の当事者よりも上位にあり、同じ立場ではない。

法廷の威信を傷つけるような行為は、法廷内であれ、法廷外での言論であれ、法廷侮辱罪で罰するべきだ。

法廷の秩序を乱す行為は排除すべきである。

裁判の公開は裁判の公正性を保障するためのものであり、裁判を批判する自由とは結び付かない。

裁判官は割り当てられた事件について、均等に労力を費やせばよい。裁判件数が増えた場合に、裁判官はそれに合わせて労力を均等に減少させればよい。そのために、問題のある事件処理が増えても、裁判官は超人でないので仕方がない。

裁判官が担当事件へ費やす労力を均等化させると、十分に審理してほしいと要望する当事者が出てくるかもしれない。しかし、裁判官の能力は一定であり、一つの事件に労力を集中させると他の事件への労力を減らすことになり、要望に応えてはいけない。

司法制度を維持することは公益であり、当事者が十分な審理をしてほしいと望むことは私益であり、公益は私益に優先する。

裁判の当事者が、裁判制度を悪用して、無駄な上訴を行うので、裁判が遅延することになる。

悪質な当事者が上訴によって利益を得ている。上訴により失うべきものがない現在の制度を改定し、上訴において敗訴したときに敗訴者に制裁を科すべきである。

最高裁は大法廷で取り扱う類の重要な事件だけを取り扱うべきで、それ以外の上訴に忙殺されるような状態にあるのは、制度上の問題である。

上告は許可制にし、明らかに理由のない上告は審査せずに却下できるようにすべきだ。

迅速な訴訟の進行を妨げる裁判官忌避の制度は廃止すべきだ。

田中耕太郎の司法政策と家永三郎の批判

以上